二　個人番号又は受給資格者番号
三　受給資格者証を破り、汚し、又は失った者にあっては、その事由

3　前項の申請書（受給資格者証を失ったことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、受給資格者証を添えなければならない。

4　受給資格者は、第一項の申請（受給資格者証を失ったことによるものに限る。）をした後、失った受給資格者証を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

（障害等級に該当しなくなったときの届出）

第十三条　受給資格者は、国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）別表に定める障害等級の各級の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）
二　個人番号又は受給資格者番号
三　（略）

2　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、同項の届書に受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（受給資格喪失の届出）

第十四条　受給資格者は、法第三条第二項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）
三　個人番号又は受給資格者番号

2　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、同項の届書に受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（死亡の届出）

第十五条　受給資格者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一～三　（略）
四　受給資格者の個人番号又は受給資格者番号

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）
三　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類

（添付書類の省略等）

第二十一条　（略）

第二十一条の三　この省令の規定により受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類を請求書等に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該受給資格者番号を確認することができるときは、当該書類を請求書等に添えることを要しないものとする。

二　受給資格者番号
三　受給資格者証を破り、汚し、又は失った事由

（新設）

3　受給資格者は、第一項の申請をした後、失った受給資格者証を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

（障害等級に該当しなくなったときの届出）

第十三条　受給資格者は、国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）別表に定める障害等級の各級の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）
二　受給資格者番号
三　（略）

（新設）

（受給資格喪失の届出）

第十四条　受給資格者は、法第三条第二項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一・二　（略）
三　受給資格者番号

（新設）

（死亡の届出）

第十五条　受給資格者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一～三　（略）
四　受給資格者番号

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

（新設）

（添付書類の省略等）

第二十一条　（略）

（新設）